

栃木県公安委員会告示第24号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項に規定による検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により公示する。

令和7年5月29日

栃木県公安委員会委員長 蓬田勝美

1 検定を実施する警備業務の種別及び級、定員、実施日、実施時間、実施場所

種別, 級	定員	実施日	実施時間	実施場所
雑踏警備業務 2 級	10名	学科試験 令和7年9月1日(月)	午前10時00分から 午前11時00分まで (集合時間: 午前9時30分まで)	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県警察本部2階第2会議室
		実技試験 令和7年9月14日(日)	午前9時00分から 午後0時00分まで (集合時間: 午前8時30分まで)	栃木県鹿沼市下石川681番地 栃木県運転免許センター
交通誘導警備業務 2 級	10名	学科試験 令和7年9月1日(月)	午後2時00分から 午後3時00分まで (集合時間: 午後1時30分まで)	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県警察本部2階第2会議室
		実技試験 令和7年9月14日(日)	午後1時30分から 午後4時30分まで (集合時間: 午後1時00分まで)	栃木県鹿沼市下石川681番地 栃木県運転免許センター

2 受検資格

栃木県内に住所を有する者又は栃木県内の営業所に属する警備員

3 検定の方法

検定は学科試験及び実技試験とし、初めに学科試験を実施し学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験を行わない。

4 検定の内容

(1) 雑踏警備業務2級

区 分	科 目
学 科 試 験	○ 警備業務に関する基本的な事項。 ○ 法令に関すること。 ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実 技 試 験	○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務2級

区 分	科 目
学 科 試 験	○ 警備業務に関する基本的な事項。 ○ 法令に関すること。 ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実 技 試 験	○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続き

(1) 検定申請の受付期間

令和7年7月30日(水)及び7月31日(木)の2日間
両日とも午前9時00分から午後4時00分までの間。
(但し、午後0時00分から午後1時00分までの間を除く。)

(2) 検定申請書の提出先

- ア 栃木県内に住所を有する者
住所地を管轄する警察署生活安全(刑事)課
- イ 栃木県内の営業所に属する警備員
営業所の所在地を管轄する警察署生活安全(刑事)課
なお、検定申請の受付は先着順とし、定員に達した時点で受付を締切る。
また、申請は受検者本人が行うこととし、郵送等による検定申請書の提出や電話等による予約、代理人による申請は認めない。

(3) 検定申請に必要な書類等(種別ごとに)

- ア 検定申請書 1通
- イ 次の書面のうち該当するもの 1通
- (ア) 栃木県内に住所を有する者については、住民票の写し、運転免許証の写しその他住所を疎明する書面
- (イ) 栃木県内の営業所に属する警備員については、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書)
- ウ 写真2葉
但し、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

6 受検手数料及び納付方法

- (1) 検定申請書提出時に、検定申請書提出先警察署の生活安全(刑事)課において、検定の種別に相当する額の栃木県収入証紙により納付する。
なお、既納の手数料はいかなる理由があろうとも返納しない。

(2) 検定手数料

検 定 の 種 別	手 数 料 額
雑踏警備業務2級	13,000円
交通誘導警備業務2級	14,000円

7 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署生活安全(刑事)課から後日、受検票が交付されるので、検定当日に持参すること。

8 その他

- (1) 各種検定当日の集合時間までに会場に集合すること。
- (2) 受検票、筆記具(鉛筆、シャープペン、消しゴム等)を必ず持参すること。
なお、受検票を持参しなかった者については、原則として検定を受検させない。
- (3) 検定(学科試験及び実技試験)の合否発表については、それぞれの試験終了後、検定会場において発表する。
- (4) 検定に関する問い合わせは、平日の午前9時00分から午後5時15分までの間(但し、午後0時00分から午後1時00分までの間を除く。)に栃木県警察本部生活安全部生活環境課(電話028-621-0110)に対して行うこと。